

職業能力養成「体験」としての学生法律相談
－ インタビューにおける回顧的意味づけから－

立命館大学大学院
応用人間科学研究科
対人援助学領域
家族機能・社会臨床クラスター
吉水 のどか

本研究は、学生法律相談により獲得された能力が、職業上いかにして発揮されているのかを明らかにしようと試みたものである。そのために、学生サークルである法律相談部に所属していた社会人のうち、特に在職年数があまり経過していない者が、職業選択・従事との関連で、法律相談活動を振り返って、どのように意味づけているかを分析する。データ収集においては、対象者の同意を得て、6 件のインタビューを録音した。データ分析においては、質的研究法の 1 つである KJ 法を参照した。また、離職・転職率が高くなり、労働力の流動化が激しい状況を踏まえ、経済産業省が提唱する「社会人基礎力」をもとに、職業能力について定義し、分析の枠組として利用した。分析の結果、対象者が意味づける学生法律相談の学習機能の内容として、【①法的学習】、【②社会学習】、【③役割学習】、【④コミュニケーション学習】の 4 つのカテゴリーが見出された。また、それぞれを構成する具体的要素として、【①法的学習】には【法律知識】、【情報検索能力】、【分析力】などが、【②社会学習】には【社会との接点】などが、【③役割学習】には【組織内役割】、【仲間関係】などが、【④コミュニケーション学習】には、【聞く力】、【話す力】を含む【コミュニケーション能力】、【謙虚さ】、【誠実な態度】、【責任感】などを含む【姿勢】などが挙げられた。4 つのカテゴリーごとに、「社会人基礎力」の 3 つの能力、12 の能力要素と、「基礎学力」、「専門知識」、「人間性、基本的な生活習慣」を加えた職業能力の観点から考察し、事例ごとに、職業選択・従事へのストーリーとして記述した。すると、学生法律相談の経験者は、職業に従事する上で、現在の仕事と学生法律相談の経験を比較し、過去の経験が仕事をする前のトレーニングとなり、学習機能によって、職業生活への適応が容易になったと考えていた。よって、学習機能を通して、職業能力が養成され、それが自己理解や適性判断につながり、職業選択・従事に至ったと回顧的に意味づけていることがわかった。ここから、学生法律相談によって、職業能力の 1 つである【過去を意味づける力】が養成されたといえる。これは、自己の一貫性を生み、持っている力を十分に発揮して仕事に臨む基盤となる能力であるだろう。この力があれば、選択・従事した職業に適応でき、充実した職業生活へとつなげられると思われる。学生法律相談の経験者が職業選択・従事において、その経験を振り返ってどのように意味づけているのかという主題から導かれた本研究のカテゴリーは、職業能力と関連させた初歩的なものであるが、相談を行っていた学生が語ったデータに基づいて、先行研究では扱われていない学生法律相談の学習機能の多面性、社会人基礎力には反映されていなかった職業能力の要素についての 2 点を明らかにしている。